

痴漢と冤罪についての一考察（七）

齋藤 信治

はしがき

I 要点概説

〔注、参考文献・略称〕（以上、126巻5・6号）

II 要点各説

第一款 被害の実在性（1） 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性（2） 変わり種 —— 背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題 —— 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性（3） デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）
（以上、126巻9・10号）

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！（以上、126巻11・12号）

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決（以上、127巻9・10号）

2 若干の注目点（以上、129巻1・2号）

3 難しい有罪維持確定事件

まえおき

〔I〕東京高判平12・12・13、最決平14・9・26（長崎事件＝西武池袋線事件）

〔II〕東京高判平13・11・5（小泉事件＝京浜急行線事件）
（以上、129巻3・4号）

〔III〕東京高判平14・9・13（外房線事件）（以上、本号）

IV 各方面へのメッセージ

〔Ⅲ〕次にここで挙げるのは、**東京高判平14・9・13**（弁護341）によって一審の有罪判断（弁護359）が支持された外房線事件である（上告も、平15・6・3棄却されたとか）。この事件の特徴は、被告人が痴漢雑誌等のアダルトものを所持していたことが暴露され、これが決定的に不利となったとみられることだ。それらの所持は、低俗（な面も含まれる）世間と隔絶した上流社会の一隅にひっそり暮らしている裁判官達にはかなりショッキングだったのだろう。ただ、余りそのことに目を奪われるのは問題ではなからうか。また、裁判所は間々、「被告人は審判の対象者で、証人ではない」との形式的観念あるいは「大抵の被告人は犯人と考えて間違いない」といった予断に影響されてか、本稿（四）の注17と対応の本文でも引用したように、防衛医大事件での近藤補足意見が適切に批判しているところだが、被告人の言うことには耳を傾けず、「証人の被害少女・女性」にのみ信を置きがちだし（まして、被告人が痴漢雑誌等を所持していたとなると、「やはり痴漢犯人らしい」「無垢な被害者の方が断然信用できる」という考えに嵌まり易そう）、検察官と少女との調書作成や証言打ち合わせでの密なやりとり等の内容を良く知り得る立場に置かれてもいない。この事件についても、権威ある裁判所の見方にはもちろん大変重みがあり、それこそが鋭く真実を衝いている可能性が高いが、被害者・捜査官等の主張と被告人・弁護人の主張は、不思議なことに、全く信じ難いほど極端に対立していることもあり、あえて、考え過ぎとも思われるものの、ひょっとしたら、もう一つ可能かとも思考する対案的な見方を以下に提示し、読者諸賢のご検討・ご判断に委ねさせて頂く（ともかく、刑事裁判の難しさは感じられようか）。

（一）職場の学校内ロッカーから差し押さえられた痴漢雑誌の切れ端などの証拠的価値……痴漢雑誌の切れ端などを（他のいかがわしい物つまり男の性的欲望に沿う物と共に）勤め先内ロッカー等に隠していたのが捜索差押えされたことから、一・二審とも裁判所はこれらを極めて有力な証拠とみており、たとえば、「妻は……述べている。『……夫は、真面目で思いやり

のある性格で、結婚以来ほとんど喧嘩をしたことがありません。……通勤については、《毎日、総武線の快速電車はとてもギウギウに混んで、座れることはないの、ものすごく疲れてしまう。新小岩まで直通で行けるので便利だけど、新小岩で降りる人がいないので、入り口付近にいないと降りれなくなってしまう》と聞いていました。夫婦間のセックス等に異常な所はありません。』……加えて、被告人には、前科、前歴がない上、……傍からは、さして不自由のない幸せな市民生活を送っていたものと推測される。このような事実からは、被告人が被害者に対して、痴漢行為をする動機があったと考えることには、少なからぬ疑問が生じ……強制わいせつ行為に走り得る具体的な状況が認められなければ、被告人を強制わいせつの犯人と断定することには疑念が生じる場所である。特に、被告人は、捜査段階から終始一貫して無罪を訴えていることからしても、この疑念を解明する必要が存すると思われる。……ところが、……勤務先学校の被告人のロッカー等が搜索され差し押さえがなされ……弁護士及び被告人は、これらの雑誌やいわゆるアダルトビデオは、被告人がかつて、階段から落ちて大怪我をし、そのため一時性的不能状態になった折に、自らの性的欲求不満解消のため収集したもので……と……説明している。……しかしながら、私物とはいえ、思春期の多感な中学生を教育する立場の被告人が、これらの書籍等を職場に持ち込んでいたことは、到底、通常の常識では理解し難いところであって、自らの性癖を妻に知られなくなかった等の、理由位しか想定し難い……自己の職責や健全な市民感覚を逸脱した普通人には考え難い痴漢行為に対する強い関心の傾向を認定できる」とする（弁護345。なお、同343。ちなみに、担当裁判官は尊敬可能な方）。二審も又、その種のものが発見・押収されたことを細かく指摘したうえ、それらのうち、『清純タイプの女子高生との毎朝のお楽しみ』等と印刷されたもの、『フィンガープレス世界初の痴漢専門誌』は、いずれもいわゆる痴漢を扱った漫画、記事、雑誌であり、『少女胸裸写真集』という雑誌にも、電車内における痴漢を扱った漫画の切れ端五枚が挟まれている。また、ファイル中の

一冊……は、痴漢に関わる漫画、記事を特に選択して収めてあるものであり、別のファイル中の一冊……は、主として少女が性的陵辱を受ける場面を取り上げた漫画雑誌の切れ端が収められているが、痴漢を扱ったものも含まれている。」と説明し(弁護338)、「押収物の中には、被告人が婚姻した平成10年2月以降に刊行されたものもある」云々とも指摘して(弁護330。もっとも、婚姻以降のものが痴漢物かや量如何は不明)、「痴漢や少女を性の対象とすることに強い関心を有していたことが優に推認できる」などと判示している(いずれも、見識ある裁判官らの判決である)。

しかし、先ず、それらの所持は、収集時等の性欲を示すにしても(しかし、それは人類の存続にも寄与することだ)、合法の枠内で入手された、しかも決して痴漢物に限らない方向複数のものでもある(特に九冊のファイルの多くは痴漢物でもないようである)ことに、注意を要しよう。次に、刺激的なものも含まれ得るアダルト物の所持は、俗世間の男には、年齢(外房線事件被告人は、より若い頃に特殊事情もあったうえ、当時40歳で男盛りのよう)・状況(性的欲求不満のはけ口探しなど)にもより程度等は様々にせよ、至極ありがち(荒木・弁護28、小澤35も参照)、むしろ恐らく普通であることにも、また、注意を要しよう。アダルトもの趣向は能動的役割もある男には何ら異常でない。男だって、同工異曲の低俗物を好き好んで見るのではなく、時に困難な局面に当たり気分の転換・一新に、現実的・規範的な障害に鑑み、単に空想的に利用することもあり得るものに過ぎないとされる(捜査官らにしても、ふつう例外とは思われない)。むしろ、昔なら春画、今ではアダルトの類(その中には、制作・販売者の儲け志向等の営業方針にもより、痴漢物・強姦物・変態物を含む様々に刺激の強いものが大いにあり得る。)に完全無縁を貫く男こそ、男としては変態か少なくとも少数派ではないのか(もっとも、もともと真面目人間が多く、また裁判所や官舎迎いで暮らし人目を相当気にしているような俗世間離れの裁判官の世界では正反対かも知れない)。更に重要と思われる事として、痴漢雑誌等は、稀な特別の場合(問題の痴漢行為が特殊なものでそれと内容が特徴的に酷似するとか、痴漢の自作映像だとか、限界的だが、弁

護227に挙げられている南部線事件の東京高判平16・7・8³⁴⁾のケースのように、客観的な接触は確かで意図的だったか否かのみが焦点になっているとかの場合）は別論として、男達への性的刺激が強いゆえに、（男の性〔さが〕につけ込んだ営利主義で）売れ行きの良い猥褻物の一種として多く売られ、また恐らく結構多くの人に買われるものに過ぎないし、家族等に見られるのは具合が悪くとして隠されても至極当然である（隠さなかったら、それこそ異常だ）。何より、——この点、裁判所とは見方が大きく分かれるのだが——、痴漢雑誌等を持っていたからといって、必ずしも自分で実際に痴漢を働いた証拠とはいえない（ほぼ同旨、本件につき種々深く検討している浜田寿美男・弁護士71〔「痴漢行為に対する強い関心の傾向」から、現実の「痴漢行為」までの間には大きな懸隔〕、荒木・同28。なお、さいたま地判平22・6・24も、具体的内容は不明ながら、「検察官の指摘する被告人の性的嗜好は、被告人が痴漢の犯人であることと矛盾しないという程度のものに過ぎず、積極的に被告人が痴漢の犯人であることを示す事情であるとは認められない。」と判示）。殺人を内容とする推理小説等は幅多く読まれ、見方によっては（むしろ、まともな見方によれば）一層おぞましいともいえそうだが、その読者でも自ら人を殺す者は乏しいのと、似た面がある。警察が、客観的証拠ではなく、このような疑問な「証拠」

34) これは、控訴審の逆転有罪判決で、女子高生のスカートをまくり上げながら臀部を撫でるなどしたとして起訴され、供述内容はぶれているものの、手の接触自体は一部認めている被告人に対し、「付言すると、被告人の居室からアダルトビデオ合計10巻、アダルト雑誌等合計44冊が押収されているが、アダルトビデオのうち五巻は電車内での痴漢を描いたもの、残りの五巻のうち三巻は女子高生との性交を描いたものである。また、アダルト雑誌等のうち多くには制服姿の十代女性の投稿写真、女子高生のパンチラ写真等が掲載されており、電車内での女子高生に対する痴漢等を内容とする小説もある。これは、被告人が電車内での痴漢あるいは女子高生に異常な関心を抱いていることを示すものといえる。この事実は被告人の故意を推認させる資料の一つとなり得る。」としたものである。ただ、このようなケースにおいても、当該接触態様が混雑した電車内においても明らかに不自然・異様と認められることが、故意を認定するためには必要だろう。

の探索・収集に安易・熱心に取り組むことも、余り感心できない(なお、矢田部61, 69, 73, 82, 小澤35)。また、わいせつな物の所持などは、誰もが公表せず、暴かれたくない事柄でもあり、プライバシーの問題も絡む。とくに、前記のように、それは、自分で実際に痴漢を働くこととは距離があるとすると³⁵⁾、捜査でそれを暴いたり、判決で認定、まして詳細な認定を

35) もっとも、痴漢物などを所持するのは、品性劣等の証拠で、痴漢行為者の品性劣等に通ずる、との見方は世間とくに女性間にも多いかも知れない。キリスト教でも、「情欲を抱いて女を見る者は、心の中で既に姦淫(性に関わる不道徳な事)を犯したのである。」などと教えたりするようで、幾分近いところもあろうか。更には、——その教えと繋がり得るのかは疑問なものの、厳しさという点では共通性があるのか(なお、手近な参考資料としては、Wikipediaに「キリスト教における独身性」、「マタイによる福音書」、「コリント人への第一の手紙」、「神父」などの項目がある。)—— 実際上の特別問題として、カトリックでは(少なくとも原則的に)司祭(職名。敬称は神父)に妻帯を禁じるが【ただし、アマゾンないし遠隔地域についてと極めて限定的ながら、改革の動向につき、朝日〔等〕2019・10・27「カトリック、既婚男性も司祭に 900年の伝統を変更へ」、及び2019・10・7「既婚者でも神父に? カトリック教会……」報道に注意! しかし、2020・1・13〔前教皇の反対表明〕、同年・2・12〔「既婚の司祭」見送り〕、なお、同年・3・8「カトリック教会、分裂の瀬戸際か 教皇フランシスコを待ち受ける試練」、同年11・14〔(多事奏論) 教皇はリベラル派 米国のカトリック票……〕、翌2021年2・1と7のAFP(二つの改革)】、そんな不自然・無理を強いるからか、聖職者による陰での性的虐待(スキャンダル)も少なくないようにもみえる【たとえば、2018・1・18「ローマ法王が謝罪 チリ」報道。その後、各国での同じような問題(ただし、疑惑・訴え等を含む)が報じられている。比較的最近では、2019・2・1「聖職者286人が関与か 米テキサス州、子供に性的虐待」、同2・6「法王、カトリック聖職者による修道女への性的虐待の存在認める」、同2・16「法王、米名誉大司教の聖職解任 未成年者虐待巡り」、同5・10「ローマ法王、性的虐待の通報を聖職者に義務化、新たな教令発表」、同11・20「バチカン改革 苦心の法王 性的虐待問題で進む教会離れ」、同12・18「ローマ教皇庁が性虐待問題の対策」、日本でも、同12・7「僕に性暴力をした神父への怒り もう記憶を閉じ込めない」、2020・4・16「聖職者の性虐待、訴え16件 司教協議会『氷山の一角』」、同・6・

したりすることには、極度の慎重さが求められるよう（秋山・続弁護17も参照）。

（二）客観的証拠の欠如……被害者の主張に基づき、被告人は痴漢を働いた（女子高生のスカート内に手を差し入れ、手指で下着の上から臀部・陰部を

21「神父の性虐待を『許さない会』 PTSD初公表の女性も」、同12・15「カトリック長崎大司教区を信徒が損害提訴……」。もっとも、比較的稀かと思われるが、牧師の性的不祥事も報じられる（例、2020・11・2 msnニュース・産経新聞）。近くは、2021・10・6「子21万人超、性被害か『仏カトリック教会、3000人関与』70年間分、調査委が報告書」：3000人前後の神父に聖職者が関与していたとする独立調査委員会の報告書が5日、公表されたというもの、翌月9「仏カトリック性虐待補償へ 未成年被害、教会資産利用」。オーストラリアで政府の独立調査委員会が、聖職者による性的虐待の多発の一因として、カトリック神父独身主義を挙げ、任意化を提言した、との報道（2017・12・16朝日）や、前記2021・10・6の報告書で「調査委は、未婚の男性に限っている神父の資格を妻帯者にも開くことを検討するよう求めている。」というの、もっともな話かと思われる。

むしろ、痴漢物等のアダルトものの所持（あるいは、釣合上より問題ともいえないような殺人小説愛好など）を含め、そもそも他人や社会に別段迷惑を掛けない事は、見方により不道德やむしろ悪趣味ではあり得ても（しかし、たったそれだけで人の価値が決まる筈もない。人の価値に関係する要素は数多いし、他人や社会への様々な実際の配慮・寄与などの方が重要だろう）、人の自由（やや詳言すれば、価値ある心掛け等のほか様々に負担・苦勞・ストレスも抱えた精神的存在であると共に人類存続に関わる性的生命体の面も持つ人間に対する過度の束縛・不寛容からの自由）に属し、その事を理由に不利益を負わせる権利は誰にもないし、やたらとプライバシーを侵してはならない、という考え方が健全と思われる（ただ、児童ポルノの単純所持の影響・扱いなどは難問で、別論となろう）。大体、ふつう人は空想と現実との別はわきまえており（荒木・弁護28）、つれなく振った女性を強姦するのを空想したり、妻や恋人にはそうえげつないこともできず（相手にも拒む自由・権利があり）十分には充たされない性的欲求を痴漢物などのアダルトものの鑑賞等で充たしたりしても、一種「低俗」「哀れ」ではあっても（が、それで癒やされ元気が出るなら、結構な面も）、何ら「人間失格」「犯罪者的」などといえるものではない。

弄ぶなどした)として起訴されたが(しかも、犯人が触る指先には力が入っていたという)、そのことを示す繊維鑑定・DNA鑑定などの客観的証拠は何らない。むしろ、被告人は、「鉄道警察の部屋で、本当にやっていないんだったら、指紋とか体液とか調べると言われて、バンと両手のひらを紙に押し付けた」旨供述しているが(弁護354)、その結果は証拠として提出されておらず(弁護334)、クロの結果は出なかったものと思われる。だとしたら、開示するのがフェアだし、無罪に傾くべきだろう。しかし、裁判所は、被告人に対しては——前記(一)の点もあるので、尚更——不信の目を向け、失職したくないから、あるいは又、妻の信頼を失いたくないから、否認しているのだろう、とさえ指摘する³⁶⁾一方、(検察官にも支援・指導されたであ

36) 「被告人は、被害者から呼び止められた時に逃走せず、話し合いで自らの潔白を晴らせると考えていたと述べる」点についてさえ、裁判所は、わざわざ、これを取り上げ、「被告人は、被害者が……一度も会ったことも無い人間であったと述べる以上、証人でも見つけ出さない限り、その場で話し合いの余地がある筈もないと思われる。被告人のこの点に関する行動や、弁解も不可解である。」と判示する。

しかし、無実の者が「話し合いで自らの潔白を晴らせると考えて」も何らおかしくなさそうだし、まして、逃走しないことを問題にするのも当たるまい。ここにも、珍しい事ではないが、被告人に対する裁判所の(公正を危ぶませるような)際立った不信感と厳しい姿勢が露呈しているのではないか。付言すると、裁判所は、被告人は蘇我駅で降車していたことが(被害者に)目撃されていたと認定し、それは待ち伏せのためだったと考えるのが「最も高い合理性がある」と共に、被告人がこの事実を認めないのも自然だと断じて、その裏付けとして、「事件当日被告人の前に乗車していた人間の男女の性別が不明であったと捜査段階で供述しながら、公判廷においては、前にいた人間は男性であったと供述を自己に有利に変えて供述していることなど」を槍玉にあげている。その供述変更は確かに余り説得的ではないようだが、記憶の変化も有り得ないことではないし、苦境の中で自己に有利に思いたくなくても人間心理として不自然とは考えられない。特別に槍玉にあげるほどのことなのか。少なくとも、この厳しさは、もとより善意からであるにせよ、被害者の供述変更に対する甘い態度と対照的な感じもする。

ろう) 被害少女(17歳)の証言を極めて好意的に理解・評価・信用すると共に(特別のことでない限り、被害女性の言うことは全て真実と信用する点は、仮に小生が裁判官でも大体同様になりかねない気もするが……)、自らの事実認定能力に不動の自信を持ち、客観的証拠の欠如にもさして懸念を感じないようだ(痴漢だとして起訴されたら、一般に状況は極めて厳しい)。「もとより所論が指摘するような客観的証拠が存すれば……被害者証言の信用性が揺るぎないものとなるということではある。しかしながら、……必要不可欠であるということではできない。……要は、その信用性を慎重に吟味しなければならないということとどまるのである。」(二審判決)というのだ(後にもみるように、本当に「慎重に吟味し」ているかは疑わしい)。結局、犯行の証拠は、(上記の痴漢雑誌等の所持は別論として)被害者の証言、それも(上記の点のほか、後に述べるように)多々疑問のある証言だけだ。なお、三日後、警察官が当の車両に乗り込み、被告人の写真を示しながら聞き込み捜査をしたものの、目撃者も探し出せなかったようだ。

(三) 前科・前歴の欠如等……被告人は事件当時既に40歳に達しているが前科・前歴もなく(被告人が、想定されているような常習犯、それも相当無警戒な痴漢だとすれば、逮捕歴ぐらいいは残っている可能性が高そうなものだ)、捜査段階から終始一貫して無実を訴えている。なお、被害者も、被告人が駅の事務室に入ったら、「何だよ」「冗談じゃないよ」と叫び、「おれが何をした」と問いかけてきた、と認めている。また、被告人は、逮捕された後、接見に来た弁護士に「私はやっていません」と泣いて訴えたという。

(四) 被告人の犯人性に関する数多くの疑問点……被害者が被告人を犯人とするのには、以下の諸点でも、相当疑問の余地があろう。

A [不確実過ぎる犯人特定] 被害者は、各被害時に犯人の顔は見えていない(自認)。単に「後ろに立っていた人」が犯人だろう(それは初めに横をすり抜けて降りて行った男だろう)、と思い(その当てにならないことについては後

述)、それは赤いジャンパーを着た背が高くがっちりした男すなわち目立った被告人だ、とアバウトに見当を付けたに過ぎない。また、被害者は、被告人と同様、千葉駅でホームに降り、そこで被告人を捕まえており、痴漢中の手を掴まえたというような訳でも全くない。……これは、大きな弱みであり、被害者は「犯人を捕まえた」と思っている、客観的に誤認逮捕の危険が特に大きいやり方である。このままでは有罪に持ち込めるかは(いくら裁判所は検察に甘いといっても)かなり疑問だ。

B〔確信なき逮捕の敢行か〕「間違っていたら謝りますから。」との被害者の逮捕時の言(弁護355)も、捕まえるための方便だった(「逃げられないように安心させる」ために言った)という被害者の主張はやや珍しく不自然のようでもあり、あるいは、前記のような弱みがあり、被害者自身ですら幾分は不確実感の残る危なっかしい犯人特定だったことを窺わせようか(浜田・弁護84も参照)。同時に、いずれにせよ、確信なき逮捕の敢行(実のない「謝罪用意」)、あるいは、「捕まえるための方便」の肯定は、危険・自信過剰・自分本位の感、ないし、「誤認逮捕とされないための方便」など、他の虚言にもつながりかねない方便思考の感もあり、たやすく見逃せまい(なお、後記F・Jも参照)。

C〔派手に目立つ痴漢?〕被告人の犯行だとした場合には、もともと身長が175～180位と大柄で(二審判決)周囲に目立つ上に、(運動靴を履いていた状態で)被害者より10センチ余り背が高く、お尻等に触るには前屈みにならざるを得ず、その点でも目立ってしまう筈だという問題もある(背の低い者が真犯人なら、目立たず、別だ)。しかも、被告人は、教材一式在中の紫と緑の蛍光色のリュックサックを携行していたし(被害者も「被告人は左手に大きな派手なバッグを持っていた」と認めている)、ややくすんでいるにせよ赤色のジャンパーを着ていたから、一層目立つ。更に、もし、被害者の言うように(弁護337、特に344参照)犯人は荒い息づかいをしていたとすれば、尚更、著しく目立つことになり、甚だ不自然だ(いささか漫画的?)。なお、「犯人は荒い息づかいをしていた」と被害者が述べているのは、直

近の人物（とくに被告人）からの痴漢行為をアピールするようだが、重労働に近い激しい痴漢行為ということか?! あり得ないこととまではいえないにしても、そんな周囲にも目立ち気付かれやすいかたちで痴漢をする者は少なそうだし、本件で示されている痴漢態様（スカート内に手を差し入れ、手指で下着の上から臀部・陰部を弄んだという。）も荒い息づかいをしなければならぬほど激しいものとは考えにくい。痴漢時間も僅か精々四分間程度と認定されており、教員である被告人が荒い息づかいで痴漢するとも考えにくいようでもある（被害者の言うことを簡単に信じて良いか、やや疑問）。

なお、被告人は、上記のように、とりわけ、長身・大柄で、赤いジャンパーも着ていたから、被害者が犯人を捜した際、最も目立ち、注意を惹いて、（真犯人か否かに関わらず）犯人として指定されやすかったところもあろう。

D〔連日のように三回も痴漢被害? それで、車両不変更?〕そこで劣勢挽回、ということなのか否か、被害者は、何と、被告人から三度もほぼ連日に近く（木・金・〔今回の事件の起きた〕月曜日と）痴漢被害を受けた（だから、後記Fのような事情もあり、犯人は被告人に間違いなし）と主張する。実に不幸だった一方、犯人は被告人に間違いなしと主張するためには、実に幸いだった（被告人には、真偽はともかく、痛打となる）ようでもあるが、本当か（被告人から以前にも、あるいは前段階でも、痴漢被害を受けたという類似の主張例³⁷⁾は稀ではないが、無罪で終わったものが多い）。間違いなしのか?

37) 本稿前回（六）の注29)冒頭に挙げた高松高判平16・6・15高知スポーツ少年少女団事件〔逆転無罪〕、同じく（六）の〔Ⅱ〕の東京高判平13・11・5小泉事件=京浜急行線事件〔有罪〕、本稿では割愛したが、小生のHP中、「雑談・気分転換コーナー」2020年暮れ版〔以降〕31・32以下では取り上げている東京高判平20・1・17（弁護士128）、最決平22・7・26（裁判所HP掲載。上告棄却）に係る小林事件=西武池袋線第二事件〔有罪〕、本稿（二）12の東京高判平14・12・5矢田部事件=西武新宿線事件〔逆転無罪〕、同（二）17の東京高判平10・12・2宇都宮線事件〔逆転無罪〕、本稿（三）200の名古屋簡判平19・10・31中央本線事件〔無罪〕、および同（三）191と本稿（四）で取上げた最高

また、では、前々回(木曜日)、スカート越しにせよ、太股を上下にさすられ続け、前回(金曜日)は、スカート越し、更にパンツ越しに、お尻を撫でられ、お尻を上下に何回かさすられ、パンツも下ろされそうになった、体を振ってその手を振りほどいた後も、またお尻を撫でられた、怖かった、と述べている体験を本当にしたのなら、なぜ、乗る車両(あるいは、せめて乗り込むドア)を変えるなど、ごく簡単な回避策も、二度目も更に三度目も、取らなかったのか(いつも通りの位置で乗車したのか)、ちょっと不自然ではないのか? なお、回避行為をしたという偽装(後記参照)も、到底見逃せない。

E〔被告人逮捕の正当化? 脆弱な不起訴事実の活用〕被害時に犯人の顔を見ていない等の弱みはあるが(A参照)、代わりに、被害者は、前に二回被害を受けた時を含め、前に計三回も、日曜を除き連日(木・金・土。土曜だけは被害は受けなかったが)被告人を見・確認しているから、今回の犯人が同じ人すなわち被告人であることに「間違いない」、と主張している(裁判所もこれをそのまま信用している。他方、被告人の方は、被害者を見かけたことなしという)! 余りに徹底しているような感もあり、あるいは、もしかしたら、(自分がむろん善意からにしても既に逮捕してしまっている被告人は)犯人に間違いない(誤認逮捕などではない)とするための遮二無二な主張ではないのか(本稿(二)27参照)? 証人とか、客観性のある裏付け・証拠が何かあるという訳でもないようだ。いわば、被害者が言っているというだけみたいなのだ。……見逃せないのは、木・金の「痴漢被害」については、起訴もされていないことだ。検察官にも自信が持てず、また、併せ起訴すれば、D・F記載の「乗るドアすら変えていない」「三回もすり抜けがあった」等の不自然さも目立ってしまい、批判される弱点が余りに増え過ぎると懸念されたからではないのか。それでいて、被告人を有罪に追い込むのには活用されている。このような「脆弱な不起訴事実の活用」は

裁平成21・4・14防衛医大(名倉)事件〔逆転無罪〕。

フェアとは言い難く、大きな問題があろう。

F〔奇跡的好都合の主張〕その脆弱さをカバーしようというのか、三回とも（そう検察官調書で大きく進化か！ その前の警察の調書では今回のみのよう。浜田・弁護83参照。これも要注意だ）、被害者にとって真に幸いなことに(!)、千葉駅で背後の犯人が自分の左横を（臆面もなく横顔を見せてくれながら）すり抜けて先に降り、その際にしっかり横顔を見ることができたと主張する。電車内は混雑していたというから、すり抜けは一回でも既に珍しくやや疑問なのに、奇跡的に三回も！ これまた、余りに都合が良過ぎないか（浜田・弁護80、86も参照。なお、一審判決も、結局は「不合理なものであるとは認められない」と肯定してしまうが、「三日間とも同じ状況がありうるのかとの疑念が拭えないともいえる」と）。これも、低年齢の者に間々見受けられる類の遮二無二な主張のような感もあり（あるいは、被告人が犯人なのは間違いないと思いつみ、その処罰実現のためのウソは方便として許される、と思ったのか。前記Bも参照）、甚だ疑問に思わざるを得ない。さらに、それでも、前二回については、真後ろからすり抜けていった人が「犯人かも知れないと思ったが確信が持てなかった」と認めるが、今回は、「私の真後ろから……触られた」、「犯人が真後ろにいることは分かっていた」ので、後ろを向いたところ、「真後ろには赤ジャンパーを着た被告人がいた」【斎藤注：ここから知られるように、被害者による根拠薄弱な被告人犯人視は既に固まっていたのであり、後記の「すり抜けによる確認」は、その被告人犯人視は間違いないとの対外的主張のために、粗製濫造を思わせるように、持ち出されているに過ぎない】、「少したってから千葉駅に着いた。ドアが開くと、被告人は、私の左横をすり抜けるようにしてホームに降りた」（弁護336。なお、同355）と確信的・断定的なのだ。結局、いつも犯人と思われるのは（赤いジャンパーを着ていた）同一人物で被告人だと確認できたと被害者は主張する。二審も、「被害者は、本件痴漢被害に遭って後ろを振り返った際、自らの真後ろに立っていた犯人と思料される人物が、ややくすんだ赤色のジャンパーを着ていたという目立った着衣の特徴に加え、……大柄であることや、その顔

貌の特徴などの観察も踏まえて、犯人が被告人であると特定していることが認められる。これに加えて、被害者は、同一の人相・着衣の男が、11月30日と12月1日の痴漢被害の際にも、千葉駅で降車する際に被害者の後ろから左横をすり抜けるようにして降車したことがあったことから、この人物が痴漢の犯人ではないかと疑っていて、意識的に注意を払って観察したことが窺われる」等という（弁護335。一審も同348）。しかし、仮に、信じ難い奇跡的幸運に助けられて、そのように感じ、「この人三度目だ、もう犯人に間違いない」と善意で思い込んだとしても、一体なぜ今回はその「前二回」と違って確信を持たたといえるのか、とくに、なぜ今回の犯人特定ばかりは確実なものだと言い切れるのか、確たる根拠を欠いている。すなわち、意識的に注意を払って観察したという今回にしても、痴漢している手を見た訳ではなく、従って又、その手が真後ろからきているのか、左右のやや斜め後ろからきているのか、あるいは真後ろ・やや斜め後ろの人の腰の横を通して背後から伸びてきているのか、それとも、横合いからきているのか等、確かなことは本当のところ全く分かりようがなく（その後の裁判例を含め、本稿（二）8参照）、思い込みを強めたにしても、本質的前進などは何らないのだ。

そもそも、被告人が被害者の横をすり抜けて降りたということ自体が、甚だ問題だ。被告人は、千葉駅では、乗客が多数降りるので、その妨げにならないよう、降りたが「自分の前にいた人の横をすり抜けて降りたことはない。」と言っており（弁護354）、その方が普通だろうし、また、（身動き困難なほどの満員車内だった上に、被告人は教材一式の入った——幅30センチ、奥行き15センチ、高さ50センチ位とかいう、かなり大きな——リュックサックを手にしており、被害者も「被告人は左手に大きな派手なバッグを持っていた」と認めている状況から）すり抜けはそう容易とは思われない点でも、より自然で、ここでも被告人の方が真実を語っている可能性が高そうにも感じられる（二審判決が、すり抜けも「不可能ではない」で済ませているのは、考慮十分とは思われない）。

次とも関連するが、何故すり抜けられたのかについての被害者の説明をみると（弁護337・357、特に347）、大まかには「人の流れに乗って」ということなのだが、詳しくは、「電車の中には、降りるときには一本の流れじゃなくて、幾つかの人の流れがあるじゃないですか。私はその人より前にいたんですけども、私の前にもやっぱり人がいて、そういう人たちはこう端に寄って降りようとしなくてかいるじゃないですか。そういうところにぶつかっていたため、わたしはその人よりも降りるのが遅れた。だから、その人は私よりも早く降りた、そういうことだと思うんですけど」となっている。これに対し、第一段落にも既に指摘したが、一審判決も、結局は「不合理なものであるとは認められない」と肯定してしまうが、流石に、「三日間とも同じ状況がありうるのかとの疑念が拭えないともいえる」とは自認している。

G〔先に降りた者が痴漢だ〕と言い切れるか〕しかも、被害者主張のように、同女より先に降りた者が痴漢犯人だとは、到底言い切れない！即ち、（イ）先に降りた者も、痴漢犯人より当初は後ろにいたのが、（痴漢犯人が、降りていない被害者に横顔を見られるのを恐れて、自身も前の人だけが僅かにだけ端に寄って降りようとしなため降りるのに差し支えるかのように装って降車の順番を遅らせるとか、あるいは偶然に実際そのように前の人邪魔になって降りるのに差し支えて〔被害者と同様の理由で〕痴漢犯人も後の人にすり抜けられるかして、）先に降りることになった可能性を否定できないし、又、（ロ）被害者は「真後ろから触られていた」（だから、犯人はそこにいた被告人に間違いない）と言うが、背中に目がある訳ではなく、精確に真後ろからとか後ろの横方向に（満員なのに）被告人だけがいたとか言い切れるか甚だ問題な上に、真犯人は（当然捕まりたくはないので）いわば悪賢く（必ずしも賢いというほどではなく、簡単に考えつきそうなことだが）、先に降りた者の背後等から手を伸ばして犯行に及んでいた（そして、降りるのも遅かった）可能性も十分ある（その後の裁判例だが、本稿（二）9〔原田裁判長逆転無罪の西武新宿線第三事件〕、また、秋山賢三・迫る291、更に、より早く、山本42、池上96、荒木

伸怡・弁護27, 浜田・弁護76参照)！ 被害者の主張は破綻しているのだ。

このような弱みと前記A記載の弱みをカバーしようと、検察官と被害者とのやりとり(残念ながら可視化されておらず、裁判官も知り得ないヤブの中)で、D・E・Fのような(現実味が薄く不自然な)補強の考えが出てきたのではないかも、疑い得よう(本稿(二)26参照)。検察官は、被害者による犯人特定に頼りなさを感じても、被害者の訴えは信じたく、その悔しい思いに共感し、正義感に燃え善意で、何とか犯人を処罰できないかと、「ここまで供述を整えれば裁判所も納得し有罪判決を出してくれる筈だ」という辺りまで、苦心を重ねがちでもあろうが、被告人やその家族の人生を激変させる悲惨な冤罪の危険と隣り合わせだ。この点に関連して、「私は、ある検事総長経験者から『我々は、検察官は法廷で多少の嘘はついてもいいと指導してきた。それによって真犯人が処罰されれば、それが結局正義にかなうことだからだ。』という話を聞かされて愕然としたことがある。裁判官は、検察官がそういう感覚で証言しているという事実を十分に意識すべきなのである。』という指摘(木谷・基本15。なお、木谷・時報138)にも、残念ながら注意せざるを得ないし、「真犯人が処罰されれば、それが結局正義にかなう」という考え方からは、被害者等との証言についての打ち合わせや、その前の被害者等の取調べやその調書の取り方についても、真犯人と思い込んだ人物の処罰を確実にするための「多少の嘘」や様々な弱点カバーも正当化されてしまうと考えざるを得まい(ただし、存じ上げているだけでも、尊敬すべき、二人の元検事総長を含む幾人もの元検察高官等もおられることの一部については、次回になるが、IV 4・5参照)。なお、市川34にも、尊敬できた上司など良い検事も多い一方、善意からの例外的現象と思いたいが、乱暴・巧妙な取調べで自白をむしり取ったり、実質それを命じたり、甚だしきに至っては、取調べにおける特別公務員暴行陵虐すら指示するような(これらは被害者相手ではないものの、やはり無理をして冤罪を生み出しかねない)検事もいることが記されている(なお、市川氏自身は、失敗もあったにしても、何ら検事として失格だったとはいえない。失敗は誰にもあるし、反省等が深いだけ

立派ともいえる）。

H〔被害者は、被告人を犯人と特定できたと主張するについて、更なる嘘っぽい幸運な目撃も主張〕被害者の主張では、上記のように、「被告人が千葉駅で被害者の横をすり抜けて降り、横顔が見えた」、しかも、「それが三回もあった」という奇跡的幸運のほか、更に、もう一つ、幸運が重なったのだという（！）。すなわち、事件の日には、「蘇我駅に到着する電車の中から、時刻表の前で列の後ろに並んでいる赤いジャンパーの人が見えた。ホームに降りて顔を見たら、木、金と見た人と横顔が一緒だった。土に顔を確認しているので（同じ人に）間違いない。」と被害者は証言する（弁護356）。……なお、続きがあって、「赤いジャンパーの人は次の快速に乗る列の後部にいたので私の乗る電車には乗らないと思っていた」から、「いつも乗る場所で」乗車した、ともいう【これは、しかし、弁護351に出ているように、検察段階・公判廷証言に至って、しかも、「被告人がホームに立っていたので、被告人を避けて……20メートル位歩いて」別のドアから乗ったとの警察段階供述を完全に翻して〔何たる信じ難い変化！ 後記Jも参照〕、言い出したことだ〔他方、その蘇我駅では電車から降りていないという被告人の言い分にはブレなし〕】。さらに、「私が電車に乗り込む際に、押されるようにして乗り込んだとき」から、もう本件痴漢行為を開始された、とも主張する（しかし、これもまた、前言を翻したものである上、信用性に難があることについては、後記K参照）。これは、被告人が待ち伏せのため蘇我駅で一旦下車して慌ただしく変則的に動き回った、との主張になるが、次に述べるように、いささか信じにくい話である（I・J・K参照）。

I〔「待ち伏せていた」との主張の難点〕被害者は、自身が乗り換える蘇我駅のホームに被告人がいるのを見たと主張し、同駅で被告人が先にわざわざ一旦下車して待ち伏せした悪人だと示唆する（一審判決もすっかり被害者を信用し同調的である）。が、愚見では、そのような待ち伏せは、そもそも必要なさそうだし（前の週の後半に木・金・土と三回も連続して——どうやら、〔それ以前とは登校時間の違いもあり〕待ち伏せなしで——同車両・同ドア

に乗り合わせていると被害者は言うのだから、わざわざ待ち伏せする理由はなさそう)、待ち伏せしようにも(乗換時間は1分しか予定されておらず、待ち伏せのための時間的余裕が乏しく、時間的に甚だ計画)困難であり、また(特に、乗り換えようとする乗客たちの中に割り込み早速痴漢を始めるときは)不自然さも目立つので、余り現実的でないと思われ、自分にとっては乗換駅でもない蘇我駅では下車していないという被告人の主張の方が説得的と思われる。なお、時間等の関係で、念のため、二審判決の一部を引用・紹介すると、被告人も乗り今回の痴漢があったとされる「本件快速電車は……通常、蘇我駅二番線に午前7時38分に着き、同駅一番線にやや遅れて到着する……本件内房線電車……からの乗換え客の乗降を待って、同駅午前7時39分発で千葉駅に向か」うもので(到着から発車までこのように僅か1分しか見込まれておらず、その間に一旦下車し、待ち、探し、見付け、ひそかに近づき、ほぼ一緒に乗車するのは、いささか苦しそう。目立ってしまいそうでもある)、被害者も「本件内房線電車に乗車し、蘇我駅で向かい側のホーム(二番線)に停車していた本件快速電車に乗り換えた」というのである。

被告人が、蘇我駅では降りていないと述べているのは、前記のような理由で本当らしく思われるが、この点、少し立ち入ってみると、更に、次のような事情も窺われるのだ。すなわち、被告人は、いつも通り乗った「この電車は、5、6分で蘇我駅に到着し、1、2分間内房線の到着を待ってから発車した。自分は、蘇我駅では降りていない」(従って、待ち伏せなどしていない)と供述しているが(弁護355)、その説明として、千葉駅では、乗客が多数降りるので、その妨げにならないよう、進行方向右側のドアから降りたが、「蘇我駅の降車口は進行方向左側であり、千葉駅とは反対側なので、事件当日、蘇我駅で降車客に押されて被告人が降車することはなかった」と述べているのは(弁護349)、理解可能だし、ことに、妻の「被告人は、同女(妻)に当時、『新小岩駅で降りる人が少ないので入り口付近にいないと降りれなくなってしまう』旨述べている」の言とも合い、説得的だ(もう少し詳しくいうと、一審も認定のように、被告人が乗り換えすべく降車する新小

岩駅は千葉駅と同じく降車側ドアは進行方向右側なので、上記の妻の言にあるように、右側ドアに接近している必要があり、そのため、自然と、被告人はその前に通る蘇我駅でも、そこでの降車側とは反対の右側に位置することになり、したがって、左側ドアから降りる降車客に押されて降車することはなかったと考えられる）。ところが、裁判所は、「けれども、被告人は、千葉駅では乗換駅ではないが、降車客に押される形で降車している。……・蘇我駅でも学生等の相当数の降車客があるのが通常であったというのであるから、被告人が、降車客に押されて一旦蘇我駅のプラットホームに降り立つことがあっても不自然ではない。」と判示する（そして、被害者がその蘇我駅ホーム上の「時刻表付近に被告人が見えた」と述べる点は、十分信頼に足りる」と結論づける）。なお、上の……・部分は「千葉駅と新小岩駅の降車側ドアは、いずれも進行方向右側で、」という語句だが、なぜ、被告人の「蘇我駅での降車の有無」を問題としているこの個所（この文脈）で、正に問題の筈の蘇我駅が出てこず、新小岩駅が出てくるのか（また、その後が続いている論理からすれば、なぜ、……・部分の語句がそもそも関係してくるのかすら）、理解しにくい。それに、前記のように、当の蘇我駅では降車側ドア（降車口）は新小岩駅とは正に逆で、左側であり、したがって当然、新小岩駅での降車に備えて右側とくに右側ドア近くに位置している乗客（被告人）が蘇我駅で降車客に押されて左側ドアからの降車を強いられるとはいいい難いのだ。もしかしたら、取り違い・勘違いでもあろうか（なお、被告人は、「外房線Yさんの事件－高裁判決公判傍聴記録」も載っている Chikan-Enzai (Higaisya) Network なるものの上に、「千葉地裁は、蘇我駅では左側のドアが開くところを右側と間違えるという明らかな事実誤認を犯した」等と書いている）。いずれにしても、蘇我駅では降車していないという被告人の言い分の方が、筋が通っているように考えられる。そうすると、その蘇我駅ホーム上に被告人が見えた」と称する被害者の供述は（上記裁判所による結論とは逆に）信頼し難いものとなる。

Ｊ「〔単純な錯誤〕とは考え難い前言・虚言が示唆するもの」しかも、被害者は、本件当日（月曜日）の蘇我駅での乗車位置につき、一旦は（警察段

階では), 【自分は三番目のドアから乗ったと供述しておりそれは間違いないと裁判所によっても認定されているところの】被告人と遭遇する筈のない二番目のドアだと述べていた, 即ち, 被害者自身は二番目のドアから乗った旨を述べていた(弁護351)のにも, しかも, 「蘇我駅に到着する電車の中から, 時刻表の前で列の後ろに並んでいる赤いジャンパーの人が見えた。ホームに降りて顔を見たら, 木, 金と見た人と横顔が一緒だった。土に顔を確認しているのだから, (同じ人に)間違いない」(弁護356参照)。そのように, 「木曜日に金曜日に痴漢をした被告人がホームに立っていたので, 被告人を避けて, 被告人と反対方向の千葉駅方向へ20メートル位歩いて前記車両の前から二番目のドアから乗車した」旨, 記憶違いや単純な錯誤とは到底考え難い形で, 根拠を示し, かつ極めて具体的に述べていたのに(弁護351参照), 後には(検察庁・公判廷では), いつも通り「三番目のドアから乗車した」旨全然異なることを述べている(H参照)。一番は, この「訂正は事実即ししたもので単純な錯誤があったものと判断できる」と判示しているが, むしろ, 被害者には方便思考ないし不誠実さも窺われるようだ(前記Bも参照)。「事実即ししたもの」でないことが明々白々になる(即ち, 被害者が初め警察段階で述べていた「被告人を避けるための, 二番目ドアからの乗車」が仮に真実ならば, 三番目のドアから乗り又降りたホーム上の被告人との対決も有り得ないことが明々白々になる)まで, 意識的に回避を装うようなのは(序でながら, 類似の不誠実例として, 前号で扱った小泉=京浜急行線事件での注32④参照)「単純な錯誤」とは違う(前記Fでふれたように, 被害者は, 信じにくいことだが, 背後の被告人は三回も横顔をさらして自分の横をすり抜け先に降りたから犯人に間違いない旨主張していることも, 注目される)。信用性は著しく損なわれたというべきだし, 理由とした「被告人がホームに立っていた」との主張や, 自分も「ホームに降りて顔を見たら, 木, 金と見た人と横顔が一緒だった。土に顔を確認しているのだから, (同じ人に)間違いない。」との主張(弁護356), また, その前提として被告人が同駅で, 待ち伏せすべく, 一旦下車していたとの(上述I等に明らかなように極めて怪しげな)主張も, 更にすつ

かり説得力を失ったとみるべきだろう。なお、この偽装したと言わざるを得ない「回避行動」の撤回によって、被害者は一連の痴漢被害を主張しながら何一つ回避行動を取っていないことになり（浜田・弁護80。上記Dも参照）、この点でも話の信憑性は大きく損なわれたと言わざるを得ない（なお、本稿（二）6の東京高判平26・12・11〔村瀬均裁判長〕参照）。

K〔何と痴漢開始時期についても供述変更〕被害者は、また、痴漢開始時期についても、供述を変更し、「検察庁で事情を聞かれたときには、最初に痴漢の被害に気付いたのは電車が発車してからだと話したが」（後記の、一審公判で述べる、すごく印象に残る筈のことをすっかり忘れていたというのだ！）、一審公判では、蘇我駅で本件快速電車に後ろから押されるように乗り込んだ時からもうお尻の形に沿って触られたと、被告人が待ち伏せしたとの主張に合うように修正している。被害者に（Jだけみても）甘い一審判決も、さすがに、「捜査段階からすべて同趣旨を話していたと言う被害者が、この点に限って後で記憶がよみがえったという理由は首肯し難い」とする（もっとも、ここでも、「ただ、……時間の差は大体10秒程度である……」などと非説得的な理由で結局は目をつぶる。しかし、「乗り込んだ時から……触られた」という部分は、信憑性に難があり起訴困難と思われたのか、有罪認定されているのは「走行中の」痴漢行為に限定されている）。愚見では、もともと被害者による犯人特定は（善意ではあったにしても）甚だ頼りないものだったことも踏まえると、このように、言うことが核心部分で重ねて大きく変わるのでは、信用できない。信用する方が（過失があったとまでは言わないが）おかしい。少なくとも、こんな頼りない被害者の言うことを信じて人（それも、弁明に格別のプレもない方の被告人）を処罰し、その運命を暗転させることには賛成できない。無罪とするのが無難だったのではなからうか（なお、老爺心ながら、仮にもしも万一、人違いだったりしたら、有罪認定とその理由、また「逮捕・勾留される中で罹患したと述べている鬱病」、控訴・上告も棄却で、40歳も疾うに過ぎて、退職金も出ない懲戒免職となり、加えて懲役刑執行、更に再就職も困難と悲惨で、妻にも深刻極まる打撃を与え夫婦間に不幸な亀裂を生じはしな

かったか、これも、信じ合わないなら夫婦自身の問題という人もあろうが、気にならないではない。もっとも、万一の場合は、検察も実質同責あるいはそれ以上とも考えられよう。

【追記】

外房線事件とは関係ないが、本連載には関係する大きな記事として、2022年9月1日朝日朝刊記事の「『痴漢したでしょ』声上げるまで葛藤 実名で訴えた女性弁護士の決意」、ないし改題等の翌日朝日朝刊記事「痴漢 弁護士の私も怖かった」、更に、同1日〔NHK事件記者取材note〕・〔弁護士ドットコムニュース〕、同3日〔日テレNEWS〕の各関係記事など、参照。

(本学法科大学院フェロー・本学名誉教授)